

岩手県告示第29号

平成28年12月20日付け岩手県報第11641号登載保安林の指定施業要件の変更（平成28年岩手県告示第935号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 大船渡市猪川町字今出5の4、5の24、13
- (2) 所在が不明である通知の相手方 田村健助、田村長治郎、田村太右エ門、千葉吉郎

2 通知の内容を掲示した場所 大船渡市役所